

ひたちなか市教育委員会会議録

| 平成26年 第4回 ひたちなか市教育委員会3月臨時会 会議録 | | | | | |
|--------------------------------|---------------|--|--------------|--------------|--------------|
| 平成26年3月25日 | | 開会 午後3時00分 | | 閉会 午後5時05分 | |
| ○場 所 | 那珂湊支所 | | | | |
| ○出席委員 | 委員長 小田島 俊夫 | 委員長職務代理者 石田 厚子 | 委 員 西野 信弘 | 委員 沓澤 久美子 | 教育長 木下 正善 |
| ○欠席委員 | | | | | |
| ○会議に出席した構成員 | 補 職 名 | | | 氏 名 | 出・欠 |
| | 教育次長 | | | 大内 康弘 | 出席 |
| | 総務課長 | | | 岩崎 龍士 | 出席 |
| | 参事（教育担当） | | | 廣瀬 佳久 | 欠席 |
| | 参事兼指導室長 | | | 森井 榮治 | 出席 |
| | 施設整備課課長 | | | 加藤 清二 | 出席 |
| | 学務課長 | | | 石崎 聡一郎 | 出席 |
| | 生涯学習課長 | | | 阿部 美代子 | 出席 |
| | スポーツ振興課長 | | | 大和 征宏 | 出席 |
| | 中央公民館長 | | | 根本 英一 | 出席 |
| | 中央図書館長 | | | 大和田 雅一 | 出席 |
| ○事務局員 | 総務課係長 | | | 佐藤 浩之 | 出席 |
| | 総務課主幹 | | | 黒澤 一彦 | 出席 |
| | 総務課主事 | | | 小野寺 優 | 出席 |
| ○議 事 | | | | | |
| | 協議事項 8 | 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 9 | ひたちなか市生涯学・遊推進本部設置要綱の一部を改正する訓令制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 10 | ひたちなか市学・遊教授登録事業実施要綱制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 11 | ひたちなか市学・遊教授活用事業実施要綱制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 12 | ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市勤労青少年ホーム運営委員会規則を廃止する規則制定について【公開】 | | | |
| | 協議事項 13 | ひたちなか市青少年センター設置及び運営要綱を廃止する告示制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 14 | ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例施行規則制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 15 | ひたちなか市生涯学習支援員設置要綱制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 16 | ひたちなか市スポーツ推進審議会規則制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 17 | ひたちなか市スポーツ推進委員規則制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 18 | ひたちなか市スポーツリーダーバンク設置及び運営規程制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 19 | ひたちなか市都市公園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定（案）について【公開】 | | | |
| | 協議事項 20 | ひたちなか市体育館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則制定（案）について | | | |
| | 議案第 3 | ひたちなか市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則制定について【公開】 | | | |

1 議 案

| | |
|--------|---|
| 議案第 4 | ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について【公開】 |
| 議案第 5 | ひたちなか市教育委員会事務決裁規程及びひたちなか市教育課題検討会設置要綱の一部を改正する訓令制定について【公開】 |
| 議案第 6 | ひたちなか市体育施設等指定管理予定者選定委員会設置要綱を廃止する告示制定について【公開】 |
| 議案第 7 | ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】 |
| 議案第 8 | ひたちなか市学・遊教授登録事業実施要綱を廃止する告示制定について【公開】 |
| 議案第 9 | ひたちなか市学・遊教授活用事業実施要綱を廃止する告示制定について【公開】 |
| 議案第 10 | ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則制定について【公開】 |
| 議案第 11 | ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱制定について【公開】 |
| 議案第 12 | ひたちなか市スポーツ推進委員規則及びひたちなか市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則制定について【公開】 |
| 議案第 13 | ひたちなか市スポーツリーダーバンク設置及び運営規則を廃止する訓令制定について【公開】 |
| 議案第 14 | ひたちなか市社会教育指導員設置規則及びひたちなか市公民館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について【公開】 |
| 議案第 15 | ひたちなか市公民館等事業実地要綱を廃止する告示制定について【公開】 |
| 議案第 16 | ひたちなか市公民館使用料の減免に関する基準を廃止する訓令について【公開】 |
| 議案第 17 | ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】 |
| 議案第 18 | ひたちなか市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】 |
| 議案第 19 | ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【公開】 |
| 議案第 20 | ひたちなか市いじめ防止基本方針（案）の策定について【公開】 |
| 議案第 21 | ひたちなか市職員の異動について【非公開】 |
| 議案第 22 | ひたちなか市立幼稚園長の任命について【非公開】 |

平成26年第4回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録（概要）

開会 15:00

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

協議事項8 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則制定（案）について

総務課長 平成26年度の組織改編に伴い、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会へ委任する事務について、整理するため改正を行います。市営プールや有料公園施設等の体育館施設の管理については、本来市長の権限ですが、委任規定により教育委員会に管理運営を任されていました。それが今回の組織改編により管理権限が市長に戻されるので、この委任規則から除きます。今後は、はにわ公園や虎塚古墳、武田氏館や青少年センターの管理に関する事務が、教育委員会に委任されることとなります。

【質疑、意見等】

特になし

協議事項9 ひたちなか市生涯学・遊推進本部設置要綱の一部を改正する訓令制定（案）について

協議事項10 ひたちなか市学・遊教授登録事業実施要綱制定（案）について

協議事項11 ひたちなか市学・遊教授活用事業実施要綱制定（案）について

*関連する項目なので、一括で協議

生涯学習課長 協議事項9についてですが、組織改編に伴い生涯学習の分野が市民生活部へ移管されることから、訓令で幹事長を教育次長とすると定めていた部分を、市民生活部長に改める等の改正を行っています。

協議事項10、11についてですが、これまで教育委員会の要綱で定めていましたが、組織改編により市長部局へ移管されるため、教育委員会の要綱を廃止し、改めて市の要綱として制定するものです。

【質疑、意見等】

特になし

- 協議事項 1 2** ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市勤労青少年ホーム運営委員会規則を廃止する規則制定（案）について
- 協議事項 1 3** ひたちなか市青少年センター設置及び運営要綱を廃止する告示制定（案）について

* 関連する項目なので、一括で協議

生涯学習課長 協議事項 1 2 については、昭和 4 3 年に開館した勤労青少年ホームが廃止されることに伴い、これらの規則を廃止します。

 協議事項 1 3 については、今回勤労青少年ホームが廃止され、新たに青少年センターが設置されることから、勤労青少年ホーム内に配置されていた青少年センターの機能を、同ホームの廃止に合わせて整理するため、同要綱を廃止する告示を制定します。

【質疑、意見等】

特になし

- * 協議事項 1 4 ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例施行規則制定（案）について
- 協議事項 1 5 ひたちなか市生涯学習支援員設置要綱制定（案）について
- これらの協議事項は、以降の関連する事項と一括で協議

- 協議事項 1 6** ひたちなか市スポーツ推進審議会規則制定（案）について
- 協議事項 1 7** ひたちなか市スポーツ推進委員規則制定（案）について
- 協議事項 1 8** ひたちなか市スポーツリーダーバンク設置及び運営規程制定（案）について

* 関連する項目なので、一括で協議

スポーツ振興課長 協議事項 1 6 についてですが、スポーツ推進審議会は教育委員会の諮問機関として、教育委員会規則で定めていましたが、組織改編に伴い市長の諮問機関となったことから、教育委員会規則を廃止し、市長部局の規則として新たに制定するものです。

 協議事項 1 7, 1 8 についてですが、スポーツ振興課が、教育委員会から市長部局に移管することから、市の規則として制定するものです。

【質疑，意見等】

特になし

協議事項 19 ひたちなか市都市公園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定
(案) について

協議事項 20 ひたちなか市体育館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則制定
(案) について

* 関連する項目なので，一括で協議

スポーツ振興課長 協議事項 19，20 についてですが，従来高校生以下の方のみ，料金が一般の方の 5 割に設定していたものを，65 歳以上の方も一般の方の 5 割に引き下げました。それを規則においても反映させる改正となります。具体的には，都市公園，体育館，市営プール，運動ひろば，武道館及び那珂湊第二野球場の各規則が改正になります。

【質疑，意見等】

特になし

議案第 3 号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則制定について

議案第 4 号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について

議案第 5 号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程及びひたちなか市教育課題検討会設置要綱の一部を改正する訓令制定について

議案第 6 号 ひたちなか市体育施設等指定管理予定者選定委員会設置要綱を廃止する告示制定について

* 関連する項目のため，一括で協議

総務課長 議案第 3 号については，文化，スポーツに関する事務及び教育委員会の担当事務を除いた生涯学習の分野については，市長部局へ移管することになります。

議案第 4 号に関してですが，今回の組織改編により，指導室を指導課に，生涯学習課を青少年課と名称を改めます。また総務課に文化財室，青少年課に青少年センターを配置します。

その他今回の組織改編に伴い変更となるものは

①ひたちなか市教育委員会事務局組織規則第 9 条にある，社会教育主事と

スポーツ等の社会教育主事の廃止，また各課の所掌事務の整理。

②ひたちなか市教育委員会公印管理規則で、「公印の種類」，「保管者」と記載されていた部分を，「公印の名称」，「公印保管者」にする等の文言の整理や勤労青少年ホーム館長等の公印の廃止，青少年センター専用の公印の作成。

③ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例施行規則で定めている，担当課名等の変更

議案第5号については，同要綱や同規定にある中央公民館長，公民館長，勤労青少年ホーム館長の文言を削除し，課名を変更しました。

議案第6号については，文化会館と体育施設等の指定管理者の選定手続きの規程は，市民生活部が所管するため廃止します。

【質疑，意見等】

特になし

- * 議案第3号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則制定について
 - 議案第4号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について
 - 議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程及びひたちなか市教育課題検討会設置要綱の一部を改正する訓令制定について
 - 議案第6号 ひたちなか市体育施設等指定管理予定者選定委員会設置要綱を廃止する告示制定について
- これらについては，全員一致で承認されました。

議案第7号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

指導室長 議案第7号についてですが，教育研究所に新たに教育推進員を配置したため，それに伴う文言の修正と改正を行いました。具体的には専門研究員と視聴覚指導員，教育相談員の項目に，職務内容や身分，任期，勤務時間を加えました。

【質疑，意見等】

委員長 教育推進員の方は学校での勤務経験のある人ですか。

指導室長 学校での勤務経験のある人を任用しました。

* 議案第7号 ひたちなか市狂句研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第8号 ひたちなか市学・遊教授登録事業実施要綱を廃止する告示制定について

議案第9号 ひたちなか市学・遊教授活用事業実施要綱を廃止する告示制定について

* 関連する項目のため、一括で協議

生涯学習課長 議案第8号と9号については、生涯学習の分野が市長部局に移管するため、教育委員会の要綱を廃止します。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第8号 ひたちなか市学・遊教授登録事業実施要綱を廃止する告示制定について
議案第9号 ひたちなか市学・遊教授活用事業実施要綱を廃止する告示制定について
これらについては、全員一致により承認されました。

議案第10号 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則制定について

議案第11号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱制定について

* 関連する項目のため、一括で協議

生涯学習課長 議案第10号については、現行のひたちなか市勤労青少年ホームを廃止し、新たに青少年センターを設置するため、ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例が制定されます。それに併せて運営に必要な規則を定めるものです。主な内容は、使用料の減免や使用料の返還、使用の取り消し等になります。

議案第11号については、ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則において定めている相談員の設置に関する要綱で、定数や職務、任期等を定めています。

【質疑、意見等】

委員長 青少年相談員は、現在勤務されている人がそのまま継続するのですか。
生涯学習課長 はい、継続して勤務してもらいます。

- * 議案第10号 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則制定について
 - 議案第11号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱制定について
- これらについては、全員一致で承認されました。

議案第12号 ひたちなか市スポーツ推進委員規則及びひたちなか市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則制定について

議案第13号 ひたちなか市スポーツリーダーバンク設置及び運営規則を廃止する訓令制定について

* 関連する項目のため、一括で協議

スポーツ振興課長 議案第12号、13号については、スポーツ振興課が、組織改編に伴い生涯学習課へ移管することから、教育委員会規則を廃止するものです。

【質疑、意見等】

委員長 教育委員会の規則は廃止しますが、リーダーバンク等の名称はそのまま使用するのですか。

スポーツ振興課長 移管をしても、名称はそのまま使用します。

- * 議案第12号 ひたちなか市スポーツ推進委員会規則及びひたちなか市スポーツ推進協議会規則を廃止する規則制定について
 - 議案第13号 ひたちなか市スポーツリーダーバンク設置及び運営規則を廃止する訓令制定について
- これらについては、全員一致で承認されました。

協議事項14 ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例施行規則制定（案）について

協議事項15 ひたちなか市生涯学習支援員設置要綱制定（案）について

* 関連する項目のため、一括で協議

中央公民館長 協議事項14については、各公民館が廃止され、現中央公民館の管理が教育委員会から市長部局へ移管することから、名称を生涯学習センターと変更し、新たに同規則を制定します。

協議事項15については、中央公民館の名称を生涯学習センターに変更することから、主催講座等を担当していた社会教育指導員の名称を、生涯学習支援員に変更し、同要綱を制定するものです。

【質疑，意見等】

特になし

議案第 1 4 号 ひたちなか市社会教育指導員設置規則及びひたちなか市公民館設置及び管理
条例施行規則を廃止する規則制定について

議案第 1 5 号 ひたちなか市公民館等事業実施要綱を廃止する告示制定について

議案第 1 6 号 ひたちなか市公民館使用料の減免に関する基準を廃止する訓令について

* 関連する項目のため，一括で協議

中央公民館長 議案第 1 4 号については，各公民館が廃止になり，中央公民館が生涯学習
センターと名称を変更し，管轄が教育委員会から市長部局へ移管すること，
またそれに合わせて社会教育指導員の名称が生涯学習支援に変更すること
から，それぞれ教育委員会の規則を廃止するものです。

議案第 1 5 号， 1 6 号については，当事業の管轄が教育委員会から市長部
局へと移管することから，教育委員会で定めていたものを，それぞれ廃止す
るものです。

【質疑，意見等】

委 員 長 生涯学習センターの利用料の減免に関しては，これから新たに条例等で定
めるのですか。

中央公民館長 利用料の減免については，生涯学習センター設置及び管理条例施行規則に
含まれています。

* 議案第 1 4 号 ひたちなか市社会教育指導員設置規則及びひたちなか市公民館設置及び
管理条例施行規則を廃止する規則制定について

議案第 1 5 号 ひたちなか市公民館等事業実施要綱を廃止する告示制定について

議案第 1 6 号 ひたちなか市公民館使用量の減免に関する基準を廃止する訓令について
これらについては，全員一致で承認されました。

議案第 1 7 号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定
について

議案第 1 8 号 ひたちなか市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則の一部を改正す
る規則制定について

* 関連する項目のため，一括で協議

中央図書館長

議案第17号に関して改正となる部分は、

- ①平成26年度から公民館が廃止され名称が変わることから、同規則の公民館の表記を公共施設等に変更。
- ②市内在住の方に本人確認をしていなかったため、本人確認をすることにし、どのように本人確認を行ったかを記載する欄を、利用登録書の様式に追加。
- ③障害を持つ方への蔵書の自宅配送が、1回5冊以内から10冊以内に変更。

議案第18条ですが、同規則の中にある公民館の文言を削除しました。

【質疑、意見等】

委員長
中央図書館長

本人確認をすることにしたということは、何か理由があったのですか。

今年に入り何ヶ月か図書のリターンが無い利用者が出て、督促を行うために調べたところ、登録漏れがあった方でした。使用申請登録書の中には、本人確認をどのように行ったかを記載する欄がなく、住所等の確認ができないため、市内の方でも本人確認をする手続きを必要とすることにしました。

* 議案第17号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第18号 ひたちなか市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

これらについては、全員一致で承認されました。

議案第19号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

総務課長

任期が満了となるため、新たに文化財調査専門委員を委嘱します。任期は平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっており、4名の委員全員が再任となります。職務内容は、各々の専門領域に関して、文化財の調査を行って頂きます。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第19号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第20号 ひたちなか市いじめ防止基本方針（案）の策定について

指導室長 いじめ防止対策推進法第13条で、各学校がいじめを防止するための基本方針を策定することが義務付けられました。その策定にあたり、市町村でもいじめ防止対策基本方針を策定し、それを参酌したうえで各学校が策定することになっていますので、本市の方針を作成する提案になります。内容については、国が出した基本的な方針を参考にしたうえで、本市の実情に合わせたものになります。大まかな内容については、国や県のを参考に作成しました。基本理念や本市として実施する施策等を1から7まであげました。市立小中学校で行う施策、家庭や地域の役割、重大事態への対応とした大きな項目で構成しています。

【質疑、意見等】

委員長 非常に重要な内容のものであり、内容をより吟味したいので、何か説明が欲しい事項があった場合、今後の会議で質問をしてもいいですか。

指導室長 はい。

* 議案第20号 ひたちなか市いじめ防止基本方針については、全員一致で承認されました。

【非公開】

議案第21号 ひたちなか市職員の異動について

議案第22号 ひたちなか市幼稚園長の任命について

※人事案件のため、暫時休憩後非公開で審議

休憩（各課長退出）

* 休憩後、議案第21号 ひたちなか市職員の異動について
議案第22号 ひたちなか市幼稚園長の任命について
これらについては、全員一致で承認されました。

委員長 （あいさつ、閉会の宣言）

閉会 17:05